

平成29年度の検認実施について

- ・平成29年検認の被扶養者資格チェック
- ・「健康保険被扶養者確認調書」記入要領
- ・添付書類について
 - その他追加書類について
- ・被扶養者の年間収入の取扱いについて
 - ジェイティ健保が認める経費

「健康保険被扶養者確認調書(以下「確認調書」という。)」がお手元に配付された方は、必要事項を記入・捺印のうえ、被扶養者の収入状況等を証明する添付書類を添えて、事業主(会社)経由で(任意継続被保険者の方は直接)ジェイティ健保に提出してください。以下に概要を記載しておりますので、参考にしてください。

1. 検認対象者について

平成29年7月1日現在在籍し、平成29年4月1日現在満18歳以上の被扶養者を有する被保険者を対象とします。

ただし、次に該当する被扶養者については今回の**検認対象外**とします。

- ① 平成29年1月1日以降新たに認定された被扶養者
 - ② 平成29年11月1日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者
 - ③ 平成29年11月1日までに資格喪失する(した)被保険者の被扶養者
- ※ 上記①②に該当する被扶養者は、「確認調書」に記載していません。
- ・「健康保険被扶養者確認調書」記入要領

2. 添付書類について

基本的な添付書類を挙げています。

- ・添付書類について

被扶養者の状況により追加書類を求める場合があります。

- ・その他追加書類について

平成29年度「所得証明書」または「非課税証明書」(原本)

「確認調書」に記載されている被扶養者全員分を添付

- ※ 給与以外の収入を把握する必要があるため、源泉徴収票は不可とします。
- ※ 無職無収入、学生、年間収入限度額130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)未満の場合であっても必ず添付してください。

世帯全員の住民票(写し可)

「確認調書」に記載されている被扶養者(妻・実子を除く)全員分を添付

- ※ 該当被扶養者が属する世帯全員が記載されている住民票を添付してください。
- ※ 平成29年7月1日以降に発行されたものを添付してください。□
- (注) 個人番号(以下「マイナンバー」という。)記載なしのものを添付してください。マイナンバーが記載されている場合は、マイナンバーが復元できない程度にマスキング等を行ったものを添付してください。
- ※ 被保険者と該当被扶養者が別世帯になっている場合は、被保険者の属する世帯全員が記載されている住民票も併せて添付してください。
- ※ 被保険者と該当被扶養者の住所が同一住所で、別世帯になっている場合でも、被保険者の属する世帯全員が記載されている住民票も併せて添付してください。
- ※ 「続柄」が記載された住民票を添付してください。

「年金改定通知書(ハガキ)」(直近の通知書写)または「年金振込通知書(ハガキ)」(直近の通知書写)等(各々、全ページ写し)

「確認調書」に記載されている被扶養者が、公的年金(所得証明書に反映されない障害年金、遺族年金、恩給等を含む)、私的年金等の年金を受給している場合は、それぞれの年金毎に直近のものを添付

- ※ 平成28年または平成29年の途中から年金を受給開始した、または、年金額が変更となった場合は「年金証書」(写)および「年金裁定通知書・支給額変更通知書」(写)も添付してください。

平成28年分確定申告書および収支内訳書(各々、全ページ写し)

「確認調書」に記載されている被扶養者に、

- ① 事業(営業等・農業)収入、不動産収入、雑収入(公的年金等を除く)いずれかの収入がある場合は、平成28年分「確定申告書」(写)および平成28年分「収支内訳書(または所得税青色申告決算書)」(写)を添付
- ② 配当・利子収入いずれかの収入がある場合は、平成28年分「確定申告書」(写)を添付

- ※ 税務署に対して確定申告を行っていない場合は、市区町村へ届出た「市(区町村)民税・県民税申告書」等の写しを添付してください。
- ※ ジェイティ健保が被扶養者認定上、必要経費とみなす経費は、所得税法上の必要経費の取扱いとは異なります。
 - ・ジェイティ健保が認める経費

3. 資格喪失となる条件

以下のいずれかに該当する場合は、被扶養者の資格が喪失となります。

- (1) 被扶養者が就職等により、他の健康保険の資格を取得している場合
(被扶養者が、後期高齢者医療制度に該当となった場合を含む)
- (2) 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、収入限度額の130万円
(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上ある場合
- (3) 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、上記(2)の収入限度額を超えない場合であっても、被保険者の年間収入の1/2以上ある場合

・被扶養者の年間収入の取扱いについて

※ ただし、年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上ある方であっても、資格喪失の対象から除外される場合があります。

・資格喪失対象から除外となる要件

- (4) 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹を除く三親等以内の親族で被保険者と同一世帯に属していない場合
- (5) その他、被保険者との生計維持関係が確認できない場合
(確認調査および資格確認のため必要とする「添付書類」等の提出がない場合等を含む)
(例) ①被扶養者が別居している被保険者の直系尊属、孫および兄弟姉妹であって、被保険者が継続して生計費を送金していない場合
②被扶養者の婚姻
③被保険者の離婚に伴う、子の扶養替え
④被扶養者の死亡等

※ 上記(1)に該当し、かつ(2)～(5)のいずれかに該当する場合は、(1)を優先します。

4. 資格喪失日について

資格審査の結果、資格喪失となる方の資格喪失日は以下のとおりです。

- (1) 被扶養者が就職等により他の健康保険の資格を取得した場合は、その資格を取得した日を、被扶養者の資格喪失日とします。
 - (2) 平成28年中の年間総収入合計額(平成28年1月から平成28年12月までの収入合計額)が収入限度額以上に達した場合、または、平成29年1月から12月まで(平成28年2月以降に収入が発生した場合は、発生した日から向こう1年間)の年間総収入合計額または年間総収入見込合計額が収入限度額以上に達する場合は、ジェイティ健保がその事実を確認した日(ジェイティ健保が取消申請書を受理した日)を資格喪失日とします。
- ※ 上記(1)、(2)のいずれにも該当する場合は(1)を優先します。
- (3) 被保険者から「確認調書」および「添付書類」の提出がない場合は、生計維持関係が確認できないため、平成29年度検認の完了日(平成29年11月1日)を資格喪失日とします。
 - (4) 「確認調書」に「取消予定」と記入していながら取消手続がなされない場合は、ジェイティ健保から督促を行います。一定期間中にしかるべき取消手続が行われない場合は、平成29年度検認の完了日(平成29年11月1日)を資格喪失日とします。

・平成29年検認の被扶養者資格チェック